

雫石町農地賃借料情報

農地を貸し借りする際の目安として設定されていた標準小作料制度は、平成 21 年 12 月に廃止され、これに代えて現在は、実勢の農地賃借料情報を提供しています。

令和 6 年 1 月から 12 月までの 1 年間に締結（公告）された農地の賃貸借における年間の賃借料水準（10a あたり）は、以下のとおりです。

☆賃借料情報は、あくまで話し合いの参考とするためのものであり、実際に契約を締結する際は収穫量、水利費、ほ場条件等を踏まえ、貸し手と借り手で十分に話し合いのうえ、決定してください。

◎田の部

地 区	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数	備考
町全域	6,800	19,500	1,000	970	
雫 石	7,600	19,500	2,000	177	
御 所	8,400	16,500	1,000	305	
西 山	6,100	11,400	1,000	232	
御明神	5,000	11,000	1,000	256	

◎畑の部

地 区	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数	備考
町全域	4,600	10,000	300	40	
雫 石	5,300	10,000	3,000	3	
御 所	8,000	8,000	8,000	2	
西 山	4,800	10,000	1,000	22	
御明神	3,400	7,000	300	13	

- ▷ データ数は集計に用いた筆数です（使用貸借（無償）は含んでいません）
- ▷ 賃借料を物納支給（玄米）としている場合は、60 kgあたり 15,600 円に換算しています
- ▷ 金額は算出結果を四捨五入し 100 円単位としています

【問い合わせ先】雫石町農業委員会事務局 電話：019-692-6414

貸し手、借り手で十分な話し合いをお願いします！